平成２７年（フ）第１７７２号
名古屋市名東区延珠町1201番地　ラビデンス延珠404号、住民票上の住所岐阜県恵那市岩村町飯羽間3691番地655
破産者　里　　明和
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７７３号
名古屋市名東区延珠町1201番地　ラビデンス延珠404号、住民票上の住所岐阜県恵那市岩村町飯羽間3691番地655
破産者　里　恵津子
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２１３号
大阪市東成区玉津２丁目９番20号、開始決定時の住所大阪市住吉区長居西１丁目４番17―605号
破産者　古澤　直徳
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５号
神戸市垂水区塩屋町字大谷620番地の12、住民票上の住所神戸市垂水区朝谷町10番地の２
破産者　本村　　保
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５６号
広島市佐伯区八幡東２丁目30番30―208号
破産者　坂根　竜美
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１号
愛媛県宇和島市保田甲1977番地５
破産者　宮本　　剛
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第６９０号
熊本市中央区河原町４番地１(1005号)エバーライフ熊本中央
破産者　志岐　政伸
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５号
宮城県柴田郡大河原町字緑町12番地６
破産者　藤原　　満
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第９６号
福島市松川町字狐久保１番地の10
破産者　發智　良太
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１２号
横浜市都筑区川向町1349番地　十辰マンション309
破産者　高木　征治
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１５号
石川県白山市中成２丁目188番地　アルコバレーノＤ７号室、従前の住所石川県白山市日向町ホ70番地11（従前々の住所）金沢市みどり１丁目181番地１
破産者　永井　友望（旧姓新村）
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４６号
大津市石山寺４丁目24番10号ガーデンハウス石山寺203号室、開始決定時の住所大津市平津２丁目４番20―232号
破産者　伊東　理可
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０号
大津市黒津１丁目１番20号レジュール瀬田301号室、開始決定時の住所大津市瀬田５丁目８番25―212号
破産者　後藤　暢夫
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７９６号
京都市上京区小川通今出川下る西入東今町375番地　京都市小川特別養護老人ホーム、住民票上の住所京都市上京区六軒町通今出川下る南佐竹町212番地
破産者　竹内　雅彦
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８２５号
京都市伏見区向島庚申町119番地３　ハイメディア21　２―Ｊ
破産者　カラオケ喫茶亜矢こと尾﨑こと　國米紀代美
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８４５号
京都市伏見区深草北鑓屋町987番地１　りさ・すみぞめ102、前住所京都市山科区大塚南溝町６番地34
破産者　柿本　　晃
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
京都市山科区大塚元屋敷町35番地１　グリーンハイム平井203、前住所京都市山科区東野中井ノ上町19番地の37
破産者　山本　行夫
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
奈良県大和郡山市白土町574番地１
破産者　宏林こと　林　美惠子
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所